

先進環境対応自動車導入促進費補助金

申請の手引き

UD タクシー用

2021年1月

お問合せ先・申請書等の提出先

愛知県 環境局 地球温暖化対策課 自動車環境グループ

電話：052-954-6217（ダイヤルイン）

E-mail：ondanka@pref.aichi.lg.jp

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2（愛知県庁西庁舎6階）

☆ 下記の時間帯にお問合せください。

月～金曜日 9：00～12：00、13：00～17：00

（祝祭日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/universal-design-taxi.html>

※ 抜粋版手引きにない様式、交付要綱及び取扱要領は、県のWebページからダウンロードできますので、ご確認ください。



令和元年度からの主な変更点

- 交付申請時から変更がある場合に必要な変更届

軽微な変更該当する要件を変更（補助額の交付決定額から変更する場合は、変更額に関わらず、軽微な変更には該当しないこととした）

P.9 参照

- 様式の簡素化

- 一部様式を除き押印の廃止（2021年1月）

目 次

1 概要	1
(名称、目的、募集期間、対象事業、対象者、対象車両及び補助額)	
2 申請から交付までの流れと注意事項	3
(流れ、注意事項、補助対象外となる場合、所有権留保車両の導入時の注意)	
3 手続きの方法	5
(1) 書類提出にあたっての留意事項 (交付申請・実績報告共通)	
(2) 交付申請時の提出書類	
(3) 実績報告時の提出書類	
4 制度利用にあたっての留意事項	10
(1) 国の補助制度の併用	
(2) 財産処分の制限	
(3) 自動車税の課税免除	
(参考) よくある質問集.....	13
様式・記入例	14

1 概要

◆ 名称

先進環境対応自動車導入促進費補助金

◆ 目的

自動車からの温室効果ガス排出量の削減及び大気環境の改善

◆ 募集期間

2020年4月1日（水曜日）から

2021年3月15日（月曜日）正午（必着）まで

（申請が予算額に達した場合、提出期限前に受付を終了します。）

◆ 対象事業

2021年3月31日（水曜日）までの間に、車両登録及び車両代金の支払いが完了する先進環境対応自動車（新車）の導入

注意：必ず車両の導入（車両登録、代金支払）前に補助金交付申請をしてください！

◆ 対象事業者

先進環境対応自動車の導入を行う以下の方

- ・旅客運送事業者[※]
- ・旅客運送事業者[※]に貸し渡す目的で導入する自動車リース事業者

※「道路運送法」に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営業者及びこれらに準ずるものとして知事が認定した者

◆ 対象車両及び補助額

自動車検査証（車検証）の記載が下表に該当する所有形態で、次頁の表に記載のある先進環境対応自動車（新車）が補助対象です。

補助対象となる車両の所有形態

所有形態	車検証の記載	補助対象事業者
自己所有	所有者、使用者ともに事業者	所有者（事業者）
所有権留保※1	所有者：ローン会社等 使用者：事業者	使用者（事業者）
リース	所有者：リース会社 使用者：事業者	所有者（リース会社）

※1 所有権留保車両を導入する場合の注意 【重要】 詳細は p. 4 参照

・補助対象となるためには、ローン会社等から自動車販売会社等への車両代金全額の支払いが2021年3月末までに完了している必要があります。

・ローン会社による立替払いを含めて車両代金全額が支払われていても、自動車の使用者（申請者）が2021年3月末までに実際に負担した金額を超える補助金の交付はできません。

<例> 計算上、補助額が10万円となる場合でも、申請者による2021年3月までの負担分が5万円の場合 → 県補助金額は5万円まで

補助対象車両及び補助額

補助対象車両	補助対象経費	補助額
ハイブリッド乗用車※1 (UDタクシー※2に限る)	ハイブリッド自動車にすることで車両本体価格に上乗せされる経費	100千円

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車のタクシーについても補助対象となります。詳細はお問い合わせください。

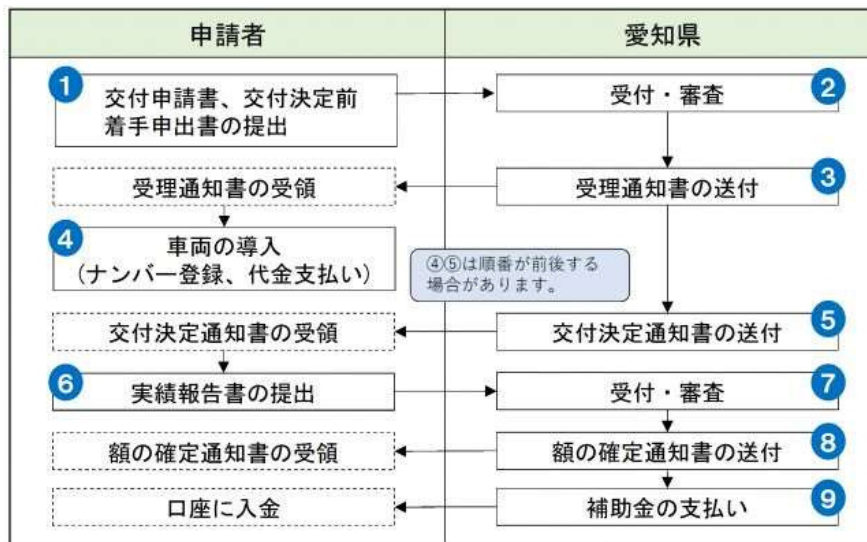
※1 ハイブリッドUDタクシーについて、自家用（白ナンバー）は補助対象外。
また、UDタクシーへの補助は、2020年度までの2か年度限定の予定です。

※2 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日国自旅第192号）」に基づき国土交通大臣が認定した自動車

注意：補助金の交付を受けて導入した財産を、財産処分の制限期間を経過するまでは、原則として処分すること（県外に使用の本拠の位置を移転させて使用することを含む。）は認められません（処分制限期間内に車両を処分した場合は補助金の一部返還となります）。 → p. 11 参照

2 補助金の申請から交付までの流れと注意事項

◆ 流れ



◆ 注意事項

- ・車両の代金支払い後または登録後の申請はできません。
- ・車両の購入（代金支払い）、車両登録は県から発送される交付決定通知書または受理通知書を受領した後に行ってください。

注意：交付決定通知書または受理通知書を受領前に車両代金の支払いまたは車両登録を行った場合、補助対象外となります。

注意：県からの受理通知書の発送には、交付申請書の受付から2週間程度を要しますので、早めの申請をお願いします。

- ・実績報告書の提出を忘れないようにしてください。

注意：補助事業が完了した日*から30日以内に実績報告書を提出してください。ただし、補助事業が完了した日が2021年3月の場合、2021年4月1日までに実績報告書を提出してください。

※ 県による交付決定（ア）、車両の購入（代金支払い）（イ）、車両登録（ウ）のすべてが完了した日（（ア）～（ウ）うち、の最も遅い日）

◆ 補助対象外となる場合

以下のいずれかに該当する場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・県から発送される交付決定通知書または受理通知書を受領前に車両代金支払いまたは車両登録をした場合
- ・2021年3月31日までに車両の購入（自動車販売会社等への車両代金全額の支払い）または車両登録が完了しない場合

◆ 所有権留保車両の導入時の注意

所有権留保車両が補助を受けるには、次の条件を満たす必要があります。

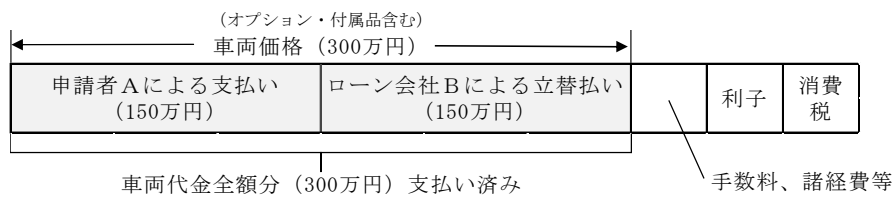
- ・ 車検証上の「使用者」が申請者であること
- ・ 車両代金全額が年度内に支払われていること【例1, 2】
- ・ 申請者が補助額以上の代金の支払いをしていること【例3】

【例1】

申請者Aがローン会社Bのローンを利用して、車両代金（車両価格）300万円の車両を購入。年度末までに150万円はAが支払い、残り150万円をBが支払った。

→ 補助対象

（Aあて及びBあての領収書により車両代金全額の支払いが確認できる）

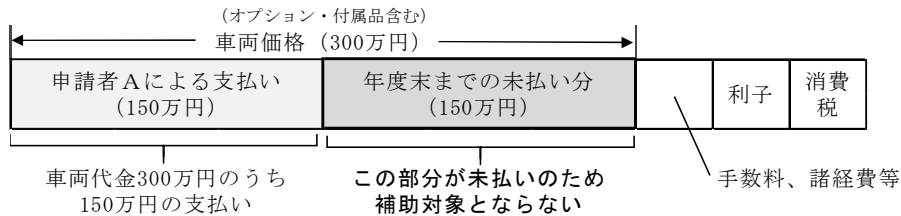


【例2】

申請者Aは自動車販売会社Cに車両代金 300 万円の車両を分割払いで購入。年度内に150万円を支払った。

→ 補助対象外

（支払いが一部未完了で、車両代金全額分の領収書写しを提出できない）

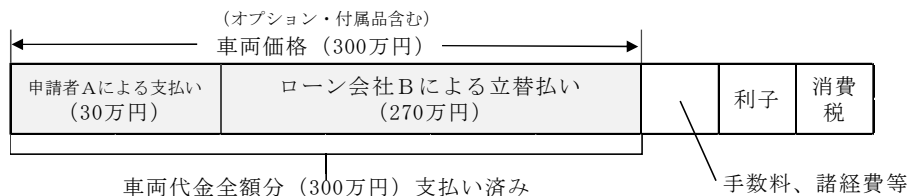


【例3】

申請者Aがローン会社Bのローンを利用して、車両代金 300 万円の車両を購入。年度末までにAが30万円を支払い、残り270万円をBが支払った。ただし、この時の補助申請額は40万円であった。

→ 補助額が30万円に減額

（申請者Aが支払った額30万円が、補助申請額40万円に満たないため。）



補助申請額 40万円

3 手続きの方法

(1) 書類提出にあたっての留意事項（交付申請・実績報告共通）

- ・様式は、県の Web ページからダウンロードするか、本手引き巻末の様式をコピーしてご利用ください。

ダウンロード先

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/universal-design-taxi.html>

- ・様式は**日本産業規格 A4 の用紙**に片面印刷でお願いします。
- ・手書きの場合、**黒色又は青色のボールペン**等でご記入ください（鉛筆や消すことができるインクのペンは不可）。
- ・書類の提出は、郵送（推奨）または持参でお願いいたします。窓口への持参を希望される場合は、事前に訪問日時をご予約いただきますようお願いいたします（FAXや電子メールでの申請は不可）。郵送の場合、到着までの追跡が可能な方法でのご提出をお勧めします。
- ・提出書類一式の控え（コピーするなど）をお手元に残しておくことをお勧めします。
- ・車両の導入（車両登録、代金支払）は、必ず交付申請及びその交付決定通知書または受理通知書の受領の後で行ってください。

(2) 交付申請

・必ず車両の導入（車両登録、代金支払）前に交付申請をしてください。

注意：県から発送される交付決定通知書または受理通知書の受領前に車両の代金支払いまたは車両登録を行った場合、補助対象外となります。

注意：県からの受理通知書の発送には、交付申請書の受付から2週間程度を要しますので、早めの申請をお願いします。

・申請にあたっては、下表1～6をご提出ください。

こちらもご活用ください。→交付申請時チェック表（p.15～18）

・必要に応じ、下記に記載のない書類の提出をお願いすることがあります。

交付申請時の提出書類

	書類名	様式等	備考
1	交付申請書 事業計画書	様式第1及び 同別紙2、3 p.19-24	押印は不要です。 リースの場合、「役員一覧」はリース事業者、貸与先事業者の両方が必要
2	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書※	原本 （発行から 3ヶ月以内）	リースの場合はリース事業者、貸与先事業者の両方が必要
3	貸与料金算定根拠明細書	県様式 p.25-26	リースの場合のみ必要
4	車両代金見積書	県様式 p.27-28	県の様式を使用すること
5	標準仕様UDタクシーの認定書	写し	UDタクシーの場合のみ、自動車販売店等から写しを取得してください
6	愛知県受取人届出書	県様式 p.29-30	過去に補助金申請をしており、振込口座の登録内容に変更がない場合は不要

※ 個人事業者の場合（貸与先が個人事業であるリースの場合を含む）、現在事項全部証明書や履歴事項全部証明書の代わりに、次表3a～3cの書類をご提出ください。

個人事業の場合に別途提出が必要な書類（交付申請時）

	書類名	様式等	備考
3a	住民票	原本 （発行から 3ヶ月以内）	マイナンバーの記載がないものを用意すること リースの場合は貸与先の個人事業のものを用意すること
3b	前年度所得税の確定申告書 （第1表及び第2表）	写し	
3c	リース事業者の履歴事項全部証明書	原本 （発行から 3ヶ月以内）	リースの場合のみ必要

(3) 実績報告

- ・実績報告にあたっては、下表 1～8 をご提出ください。
こちらもご活用ください。→実績報告時チェック表 (p.32)
- ・必要に応じ、下記に記載のない書類の提出をお願いすることがあります。
- ・交付申請時から事業内容に変更がある場合、追加で次頁 a～c の提出が必要となります。

実績報告時の提出書類

	書類名	様式等	備考
1	実績報告書 事業結果報告書	様式第9 同別紙2 p.33-36	押印は不要です
2	ローン契約書	写し	ローン購入による所有権留保の場合のみ必要
3	リース契約書	写し	リースの場合のみ必要
4	車両代金請求書	写し	車両購入時の自動車販売店からの請求書等 ・登録番号や型式等、車両を特定できる情報が記載されていること ・オプション代、付属品代等の内訳が不明な場合、請求書に加えて内訳が分かる書類（注文書等）を併せて提出すること
5	代金支払を証する書類	写し	領収書の写し等
6	自動車検車証 (車検証)	写し	
7	導入したUDタクシーの写真	プリントアウト可 モノクロ可	UDタクシーの場合のみ、以下の写真を提出すること ・車両前方（ナンバープレートが写ったもの） ・車両後方（ナンバープレートが写ったもの） ・車両内部（スロープや車いす固定装置が写ったもの）
8	補助金の請求書	県様式 p.37-38	交付申請時と同じ印を押印すること

- 申請時から変更がある場合については、追加で下表の書類をご提出ください。

交付申請時から変更がある場合に必要な書類

	書類名	様式等	備考
a	変更届	県様式 p. 39-40	申請時から軽微な変更がある場合に提出すること ※ 軽微な変更とは補助金の交付決定額に変更がないものをいいます。 (例) 事業者の役員の変更 車両の使用の本拠の変更 リース料金の変更等
b	補助対象事業計画変更承認申請書	様式第 5 p. 41-42	申請時からの変更が軽微でない（上記の変更に該当しない）場合に提出すること
c	その他変更内容を証する書類	—	変更内容によっては、提出が必要な場合があります。 詳細については担当までお問い合わせください。

4 制度利用に当たっての留意事項

(1) 国の補助制度の併用

- ・UDタクシーについては、国土交通省の補助制度と併用して補助を受けることができる場合があります。詳細は、同省 Web ページをご覧ください。

地域公共交通確保維持改善事業

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

http://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000077.html

国の補助制度の問合せ先

国土交通省の補助制度	愛知運輸支局 輸送課	Tel. 052-351-5312
----------------------------	------------	-------------------

(2) 財産処分の制限

事業者は、補助金の交付を受けて導入した財産を、財産処分の制限期間を経過するまでは、原則として処分*すること（県外に使用の本拠の位置を移転させて使用することを含む。）は認められません。処分制限期間内に車両を処分した場合は補助金の一部返還となります。

※ 処分とは、補助金の交付の目的に反して財産を使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいいます。処分制限期間中は、補助金の交付を受けて導入した先進環境対応自動車を県外に使用の本拠の位置を移転させて使用することも認められません。

◆ 財産処分制限期間

財産処分制限期間は先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱で定める期間となります（下表参照）。

なお、2018（平成 30）年度以前の補助金（低公害車導入促進費補助金）の交付を受けて導入した車両についても、2019（平成 31）年 4 月 1 日以降に処分する場合は、先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱で定める期間を処分制限期間とします。2019（平成 31）年 3 月 31 日以前に処分された車両については、下記の処分制限期間を用いません。詳細は担当までお問い合わせください。

処分制限期間（営業用（緑ナンバー）自動車の場合）

先進環境対応自動車の種類		処分制限期間
乗用車	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車	3 年
	ハイブリッド自動車 (総排気量 3 リットル超)	5 年
	ハイブリッド自動車 (総排気量 2 リットル超 3 リットル以下)	4 年
	ハイブリッド自動車 (総排気量 2 リットル以下)	3 年

◆ 処分制限期間内に財産を処分する必要がある場合

処分制限期間内に補助金の交付を受けて導入した車両を処分する場合、処分前に財産処分承認申請書（様式第 11）を提出し、**事前に県の承認**を得る必要があります。

また、処分制限期間内に処分をした場合、交付した補助金は一部返還となります。

<補助金返還額の計算例>

2020 年 5 月に新車登録した総排気量 2L 以下のハイブリッド乗用車を処分した場合、

- ・補助額・・・100,000 円
- ・処分制限期間・・・3 年（36 ヶ月）
- ・処分月・・・2022 年 4 月
- ・処分制限期間満了までの残り期間・・・12 ヶ月

補助金返還額は、

$$100,000 \text{ (円)} \times 12 \text{ (ヶ月)} \div 36 \text{ (ヶ月)} = 33,333 \text{ (円)}$$

(1 円未満の端数は、切り捨てします)

◆ その他注意事項

補助金の交付以降も、財産処分制限期間内は自動車検査証（車検証）の写し等の提出をお願いすることがありますので、ご承知おきください。

(参考) よくある質問集

Q 1 交付申請をしてから受理通知書が発行されるまではどれくらいの期間かかりますか。

A 1 交付申請書の受領後、審査の上で約1～2週間後に受理通知書を送付いたします(ただし、申請内容に不備等がある場合はさらに時間を要することがあります)。
時間に余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

Q 2 他の団体の補助金を受けることはできますか。

A 2 他の団体(国、市町村など)の補助金と併用いただけます。
ただし、UDタクシー以外の営業用車両(緑ナンバー)は、国土交通省の補助金の交付を受ける場合、県の補助額が減額されることがあります(詳細はお問い合わせください)。

Q 3 愛知県外の事業者は補助対象となりますか。

A 3 本社が愛知県外の事業者でも、愛知県内で車両を使用し、自動車検査証上の使用の本拠が愛知県内(ナンバープレートが愛知県の地名)となる場合は補助対象となります。例えば、リース事業者が愛知県の事業者から車両を貸し渡す場合や、愛知県外に本社がある法人が、愛知県内の支社に車両を導入する場合があります。
反対に、愛知県内に本社があっても、自動車検査証上の使用の本拠が愛知県外となる場合は補助対象となりません。

Q 4 個人は補助対象になりますか。

A 4 原則、補助対象になりません。
ただし、個人事業を営む方が、事業のために車両を使用する場合は補助対象となる場合があります。
個人事業主が車両を導入する場合でも、職場への通勤に使用する等、マイカーとして車両を使用する場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

様式・記入例

チェック表 (提出する必要はありません)

申請者	車種	UDタクシー	
		交付申請	実績報告
法人用		p. 15	p. 32
個人事業者用		p. 16	
リース事業者：貸与先が法人用		p. 17	
リース事業者：貸与先が個人事業者用		p. 18	

様式・記入例

- ・原則として、見開き左に白紙様式、右に記入例を配置しています。
- ・車種や申請者の属性等により、様式や記入方法が異なる場合があります。
- ・様式は、A4 の用紙に片面コピーしてご利用ください。県の Web ページからもダウンロードできます。

		様式	記入例
交付申請	様式第 1	p. 19	p. 20
	様式第 1 別紙 2、3	p. 21, 23	p. 22, 24
	貸与料金算定根拠明細書	p. 25	p. 26
	車両代金見積書	p. 27	p. 28
	愛知県受取人届出書	p. 29	p. 30
実績報告	様式第 9	p. 33	p. 34
	様式第 9 別紙 2	p. 35	p. 36
	請求書	p. 37	p. 38
	変更届	p. 39	p. 40
	変更承認申請書	p. 41	p. 42

※ 上記にない様式等は県の Web ページからダウンロードできます。
 また、補助金の交付要綱及び取扱要領についても県の Web ページからダウンロードできますので、ご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/universal-design-taxi.html>

先進環境対応自動車導入促進費補助金 交付申請チェック表 (法人用)

次の書類をご提出ください。

	提出書類	様式等	注意事項等	確認欄
①	補助金交付申請書	様式第1(第5関係)	押印は不要です。	
②	事業計画書	様式第1(第5関係) 別紙2	必要事項がすべて記入されていること。	
③	役員一覧	様式第1(第5関係) 別紙3	すべての役員(監査役含む)を記入し、登記簿謄本の内容と相違ないこと。	
④	現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	原本	3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。	
⑤	車両代金見積書	県様式	自動車販売会社の押印がされていること。	
⑥	標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定書	写し	国土交通大臣が認定したことを示すもの。 (自動車販売会社等から写しを取得してください。)	
⑦	愛知県受取人届出書	県様式	補助金の振込先口座を記入してください。 代表者等の個人名の口座は不可。	
⑧	その他(必要に応じて別途 県が指示する書類)	—		

本チェック表は提出不要です

先進環境対応自動車導入促進費補助金 交付申請チェック表
(個人事業者用)

次の書類をご提出ください。

	提出書類	様式等	注意事項等	確認欄
①	補助金交付申請書	様式第1(第5関係)	役員一覧(様式第1(第5関係)別紙3)は提出不要。 押印は不要です。	
②	事業計画書	様式第1(第5関係)別紙2	必要事項がすべて記入されていること。	
③	住民票	原本	3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。 マイナンバーの記載がないこと。	
④	前年度所得税の確定申告書 (第1表及び第2表)	写し	マイナンバーの記載がないこと。	
⑤	車両代金見積書	県様式	自動車の車種ごとに様式を使い分けること 自動車販売会社の押印がされていること。	
⑥	標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定書	写し	国土交通大臣が認定したことを示すもの。 (自動車販売会社等から写しを取得してください。)	
⑦	愛知県受取人届出書	県様式	補助金の振込先口座を記入してください。	
⑧	その他(必要に応じて別途 県が指示する書類)	—		

本チェック表は提出不要です

先進環境対応自動車導入促進費補助金 交付申請チェック表
(リース事業者:貸与先が法人用)

次の書類をご提出ください。

	提出書類	様式等	注意事項等	確認欄
①	補助金交付申請書	様式第1(第5関係)	押印は不要です。	
②	事業計画書	様式第1(第5関係) 別紙2	必要事項がすべて記入されていること。	
③	役員一覧	様式第1(第5関係) 別紙3	リース事業者と貸与先事業者の両方を提出すること。 すべての役員(監査役含む)を記入し、登記簿謄本の内容と相違ないこと。	
④	現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	原本	リース事業者と貸与先事業者の両方を提出すること。 3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。	
⑤	貸与料金算定根拠明細書	県様式	リース料金に補助金による減額分(県を含めたすべての補助金額の合計)が反映されていること。	
⑥	車両代金見積書	県様式	自動車の車種ごとに様式を使い分けること 自動車販売会社の押印がされていること。	
⑦	標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定書	写し	国土交通大臣が認定したことを示すもの。 (自動車販売会社等から写しを取得してください。)	
⑧	愛知県受取人届出書	県様式	補助金の振込先口座を記入してください。 代表者等の個人名の口座は不可。	
⑨	その他(必要に応じて別途 県が指示する書類)	—		

本チェック表は提出不要です

先進環境対応自動車導入促進費補助金 交付申請チェック表
(リース事業者:貸与先が個人事業者用)

次の書類をご提出ください。

	提出書類	様式等	注意事項等	確認欄
①	補助金交付申請書	様式第1(第5関係)	押印は不要です。	
②	事業計画書	様式第1(第5関係) 別紙2	必要事項がすべて記入されていること。	
③	役員一覧	様式第1(第5関係) 別紙3	<u>リース事業者のもの</u> すべての役員(監査役含む)を記入し、登記簿謄本の内容と相違ないこと。	
④	住民票	原本	<u>貸与先の個人事業者のもの</u> 3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。 マイナンバーの記載がないこと。	
⑤	前年度所得税の確定申告書 (第1表及び第2表)	写し	<u>貸与先の個人事業者のもの</u> マイナンバーの記載がないこと。	
⑦	現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	原本	<u>リース事業者のもの</u> 3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。	
⑧	貸与料金算定根拠明細書	県様式	リース料金に補助金による減額分(県を含めたすべての補助金額の合計)が反映されていること。	
⑨	車両代金見積書	県様式	自動車の車種ごとに様式を使い分けること 自動車販売会社の押印がされていること。	
⑩	標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定書	写し	国土交通大臣が認定したことを示すもの。 (自動車販売会社等から写しを取得してください。)	
⑪	愛知県受取人届出書	県様式	補助金の振込先口座を記入してください。 代表者等の個人名の口座は不可。	
⑫	その他(必要に応じて別途 県が指示する書類)	—		

本チェック表は提出不要です

愛知県知事殿

〒
住 所
(フリガナ)
氏名又は名称
(フリガナ)
代表者職氏名

令和2年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請書

令和2年度先進環境対応自動車導入促進費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 導入する先進環境対応自動車（新車） 別紙2のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 添付書類
 - ア 申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類（登記簿謄本等。個人の場合にあつては住民票及び確定申告書の写し）
 - イ 補助対象経費に係る見積書（原本又は写し）
 - ウ その他別紙に記載の書類
- 4 暴力団排除に係る誓約
 - 交付要綱第4第2項第1号から第3号に定める事業者には該当しないことを誓約します。
 - （登録形態がリースの場合のみ）先進環境対応自動車の借受人は、交付要綱第4第2項第1号から第3号に定める事業者には該当しないことを誓約します。
- 5 交付決定前の着手に係る申出
 - 事業計画の都合上、交付決定前に事業着手したいので、申出します。
- 6 連絡先等

連絡先	担当者名
	電 話
書類の送付先 (住所と異なる場合)	〒

様式第1 (第5 関係)

交付申請は車両導入（登録・代金支払い）の
2週間以上前にしてください。

令和〇年〇月〇日

愛知県知事殿

郵便番号、代表者役職、代表者氏名
のフリガナについても忘れない
よう注意して下さい。

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇市〇〇町〇-〇
(フリガナ) フリガナ
氏名又は名称 〇〇株式会社
(フリガナ) フリガナ フリガナ
代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要です。

令和2年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請書

令和2年度先進環境対応自動車導入促進費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 導入する先進環境対応自動車（新車） 別紙2のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 〇〇〇〇 円
- 3 添付書類 別紙2の「交付申請額合計」を記入してください。
 - ア 申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類（登記簿謄本等。個人の場合にあっては住民票及び確定申告書の写し）
 - イ 補助対象経費に係る見積書（原本又は写し）
 - ウ その他別紙に記載の書類
- 4 暴力団排除に係る誓約 ご確認のうえ、✓してください。
 - 交付要綱第4第2項第1号から第3号に定める事業者~~に該当しないことを誓約します。~~
 - ~~（登録形態がリースの場合のみ）先進環境対応自動車の借受人は、交付要綱第4第2項第1号から第3号に定める事業者~~に該当しないことを誓約します。
- 5 交付決定前の着手に係る申出 ご確認のうえ、✓してください。（リース以外は不要）
 - 事業計画の都合上、交付決定前に事業着手したいので、申出します。 ご確認のうえ、✓してください。
- 6 連絡先等

連絡先	担当者名 〇〇課 〇〇 〇〇
	電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
書類の送付先 (住所と異なる場合)	〒 問合せ先及び通知の送付先としての連絡先を記入してください。 ※ 代理人として販売会社の担当者を記入しても構いません。

様式第1（第5関係）別紙2

事業計画書

(税抜)

	車名	型式	使用の本拠の位置	補助対象事業の 着手及び完了予定日	国補助額	市町村補助額	補助対象 経費※	交付申請額
1				着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日	円	円	－ 円	円
2				着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日	円	円	－ 円	円
3				着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日	円	円	－ 円	円
4				着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日	円	円	－ 円	円
5				着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日	円	円	－ 円	円
6				着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日	円	円	－ 円	円
登録形態	ア. 自己所有 イ. 所有権留保 ウ. リース			交付申請台数合計	台	交付申請額合計	円	

リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

※ 補助対象経費は記載不要

使用者の氏名又は名称	
使用者の住所	

(注) 1 導入する車両がユニバーサルデザインタクシーであることを証する書類（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し）を添付すること。

2 登録形態がリースの場合、次の書類を添付すること。

ア 貸与料金の算定根拠明細書

イ 使用者（借受人）の営む主な事業及びその内容を証する書類

様式第1（第5関係）別紙2

導入予定のタクシー1台につき、
1行使用してください。

事業計画書

記入例

(税抜)

	車名	型式	使用の本拠の位置	補助対象事業の 着手及び完了予定日	国補助額	市町村補助額	補助対象 経費※	交付申請額
1	〇〇〇	〇〇〇 -〇〇〇	〇〇市〇〇町〇-〇	着手 令和〇年〇月〇日 完了 令和〇年〇月〇日	600,000 円	〇〇〇〇〇 円	- 円	100,000 円
2	〇〇〇	〇〇〇 -〇〇〇	〇〇市〇〇町〇-〇	着手 令和〇年〇月〇日 完了 令和〇年〇月〇日	600,000 円	円	- 円	100,000 円
3				着手 年 月 日				
4								
5								
6								
登録形態	ア. 自己所有 イ. 所有権留保 ウ. リース			交付申請台数合計	2 台	交付申請額合計		200,000 円

車種名と型式を記入してください。
車種名にはグレード名も記入してください。

車検証上の使用の本拠として登録される予定の住所を地番まで記入してください。

①車両代金の支払い予定日
②車両の登録予定日のうち、
着手予定日は早い日、完了予定日は遅い日を記入してください。
また、着手予定日から2週間程度余裕をもって提出してください。

国及び市町村から受ける予定の補助額を記入してください。
補助を受ける予定がない場合は、空欄にしてください。

県補助金の額（100,000 円）を記入してください。

該当する登録形態を○で囲んでください。

リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

使用者の氏名又は名称	〇〇株式会社	リース先の事業者の名称と住所を記入してください。 (リース以外は記載不要)
使用者の住所	〇〇市〇〇町〇-〇	

補助申請をするタクシー台数合計を記入してください。

※補助対象経費
県補助金の申請合計額を記入してください。

- (注) 1 導入する車両がユニバーサルデザインタクシーであることを証する書類（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し）を添付すること。
2 登録形態がリースの場合、次の書類を添付すること。
ア 貸与料金の算定根拠明細書
イ 使用者（借受人）の営む主な事業及びその内容を証する書類

7台以上申請する場合は、事業計画書（様式第1別紙2）を複数枚用意の上、1枚目の用紙に台数合計、申請額合計を記入してください。
(1枚目以外の用紙には台数合計、申請額合計を記入しないこと。)

様式第1（第5関係）別紙3

役員一覧（申請者が法人である場合）

法人名	
-----	--

該当する性別・年号を○で囲んでください

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	住所	生年月日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日

役員全員を記載してください。

自動車リース事業者の導入にあっては、借受人の役員一覧についても提出してください。

様式第1（第5関係）別紙3

役員一覧（申請者が法人である場合）

法人名	〇〇株式会社
-----	--------

該当する性別・年号を○で囲んでください

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	住所	生年月日
代表取締役	フリ ガナ 〇〇 〇〇	男・女	〇〇市〇〇町〇-〇	M・T・ S ・H 〇年 〇月 〇日
取締役	フリ ガナ △△ △△	男・女	岐阜県〇〇市〇〇-〇〇	M・T・ S ・H 〇年 〇月 〇日
監査役	フリ ガナ □□ □□	男・女	〇〇市〇〇町〇-〇	M・T・ S ・H 〇年 〇月 〇日
登記簿謄本に記載されている役員全員（監査役を含む。）について記入してください。 役職名は登記簿記載どおりに、氏名の漢字は登記簿に記載されている字で記入してください。 また、フリガナについても忘れないよう記入してください。				M・T・S・H 〇年 〇月 〇日
<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が個人事業主の場合、役員一覧の提出は不要です。 ・申請者が自動車リース事業者の場合、<u>自動車リース事業者とリース先の事業者の両方の役員一覧が必要です。</u> 				M・T・S・H 〇年 〇月 〇日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日

役員全員を記載してください。

自動車リース事業者の導入にあっては、借受人の役員一覧についても提出してください。

愛知県知事殿

貸与料金算定根拠明細書

(自動車リース事業者)

住 所
名 称
代表者氏名

下記の内容のとおりです。

1 貸与先の事業者

住所	
氏名又は名称	

2 貸与する自動車・リース期間・補助金交付

車名及び型式	車名	型式
リース期間 (月数)	ヶ月	
補助金交付額	国 補 助 額 :	円
	県 補 助 額 :	円
	その他補助額 :	円 (団体名 :)

3 リース料金

	補助金なしの場合	補助金有りの場合	差額
リース料金総額 (消費税抜き)	円	円	円
月額リース料金 (消費税抜き)	円	円	円

1台あたりのリース料金算定結果を記入してください。
 複数台申請する場合、同一の内容であれば、貸与料金算定根拠明細書は1台分のご提出で結構です。

記入例

令和〇年〇月〇日

愛知県知事殿

貸与料金算定根拠明細書

(自動車リース事業者)

住 所 〇〇市〇〇町〇ー〇
 名 称 〇〇リース株式会社
 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

下記の内容のとおりです。

押印は不要です。

1 貸与先の事業者

住所	△△市△△町△ー△	リース先の事業者の住所、名称 (リース先が個人事業の場合は氏名)を記入してください。
氏名又は名称	△△株式会社	

2 貸与する自動車・リース期間・補助金交付

車名及び型式	車名 〇〇 〇グレード	型式 〇〇〇ー〇〇〇〇	車種名と型式を記入してください。 車種名にはグレード名も記入してください。
リース期間 (月数)	48 ヶ月		
補助金交付額	国 補 助 額 :	600,000 円	国、県、市町村の補助額をそれぞれ記入してください。 (該当がない場合は記載不要)
	県 補 助 額 :	100,000 円	
	その他補助額 :	200,000 円 (団体名 : 〇〇市)	

3 リース料金

	補助金なしの場合	補助金有りの場合	差額
リース料金総額 (消費税抜き)	3,360,000 円	2,448,000 円	912,000 円
月額リース料金 (消費税抜き)	70,000 円	51,000 円	19,000 円

リース料金総額 ÷ リース期間 (月額)
 = 月額リース料金
 としてください。

リース料金総額について、
 「補助金なしの場合」と「補助金有りの場合」との差額は、
 国・県・市町村の補助額合計以上となるようにリース料金を
 設定してください。
 (記入例の場合、補助額合計 900,000 ≤ 差額 912,000 円とな
 り、上記の条件を満たしている。)

車両代金 見積書

令和 年 月 日

様

(販売者)

住所

会社名

印

通称名 :

型式 :

車両本体価格※ : _____ 円(税抜)
(定価)

※メーカーオプション代及び
付属品代を含まない

消費税 : _____ 円

総額 : _____ 円(税込)

ローン購入等により車両の所有権が留保される場合、別途で車両代金の支払い
計画を示す書類を提出すること。

※1台あたりの見積結果を記入してください。
複数台申請する場合、同一の内容であれば、車両
代金見積書は1台分のご提出で結構です。

ハイブリッド乗用車(UDタクシーに限る。)用

記入例

車両代金 見積書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

〇〇交通株式会社 様

通称名は車種が特定できるようにグ
レードも記入してください。
(グレードがない場合、グレード不要)

(販売者)
住所 〇〇市〇〇町〇-〇
会社名 〇〇販売会社 印

通称名 : 〇〇 〇グレード
型式 : 〇〇〇-〇〇〇〇
車両本体価格※ : 3,020,000 円 (税抜)
(定価)
消費税 : 241,600 円
総額 : 3,261,600 円 (税込)

※メーカーオプション代及び
付属品代を含まない

車両本体価格を記入してください。
オプション、付属品、値引等は含め
ないでください。

ローン購入等により車両の所有権が留保される場合、別途で車両代金の支払い
計画を示す書類を提出すること。

愛知県受取人届出書(新規・変更)

	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
屋号等(カナ) 屋号等ある場合のみ記入してください	
屋号等(漢字) 屋号等ある場合のみ記入してください	
氏名・法人名称(カナ)	
氏名・法人名称(漢字)	
法人等代表者(カナ) 法人等の場合、代表者の役職と氏名を記入してください	
法人等代表者(漢字) 法人等の場合、代表者の役職と氏名を記入してください	
郵便番号	-
住所・所在地(漢字) アパート等の場合、棟号室まで記入してください	
電話番号	
振込口座	※金融機関(ゆうちょ銀行含む。)に口座がない場合は別途ご相談ください。
金融機関名	銀行 店
預金種別	1:普通 2:当座 9:その他() ※該当する預金種別を○等で囲んでください。
口座番号	
口座名義人(カナ)	※30文字以内(濁点「`」、半濁点「°」も1文字としてください)。
口座名義人(漢字)	
届出人 氏名、連絡先電話番号	(届出が法人等の場合は、法人代表者の役職・氏名・代表者印の押印、——もしくは部署、役職を記載のうえ、課長等役職者の役職・氏名・押印をお願いします。) 印
届出日	年 月 日 電話

(はじめにお読みください)

- ・届出していただきました内容を基に県からお支払いいたします。
- ・新規の場合は、表題の「新規」を、変更の場合は「変更」を○等で囲んでください。
- ・ゆうちょ銀行の口座を指定される場合は、振込専用の店名(3桁)、口座番号(7桁)を記入してください。
- ・口座名義人(カナ)は特に正確にご記入ください。30文字を超える場合や正確なカナ名称が分からない場合は、預金通帳で確認していただくか口座のある金融機関へお問い合わせのうえ、記入してください。
- ・いずれかの県の機関に届出後、あらたに別の県の機関からの支払いを受ける場合は、届出書の写しをあらたに支払いを受ける県の機関に、ファクシミリ等でご提出ください。

(お願い)

請求書には、できるだけ金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人(カナ)をご記入ください。ご記入のない場合は、県の機関から電話等で確認させていただくことがあります。

愛知県受取人届出書(新規・変更)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

屋号等(カナ) 屋号等ある場合のみ記入してください	
屋号等(漢字) 屋号等ある場合のみ記入してください	個人事業者の場合、屋号があれば記入してください。
氏名・法人名称(カナ)	フリガナ カブシキガイシャ
氏名・法人名称(漢字)	〇〇株式会社 個人事業者の場合、この欄に氏名を記入してください。
法人等代表者(カナ) 法人等の場合、代表者の役職と氏名を記入してください	ダイヒョウトリシマリヤク フリガナ
法人等代表者(漢字) 法人等の場合、代表者の役職と氏名を記入してください	代表取締役 〇〇〇〇 個人事業者の場合、この欄は空欄にしてください。
郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇
住所・所在地(漢字) アパート等の場合、棟号室まで記入してください	〇〇市〇〇町〇-〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
振込口座	※ 金融機関(ゆうちょ銀行含む。)に口座がない場合は別途ご相談ください。
金融機関名	〇〇信用金庫 〇〇支店
預金種別	1:普通 2:当座 9:その他() ※ 該当する預金種別を
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇 法人の場合、個人名義の口座は不可。 口座名義人(カナ)がマスに収まらない場合は欄外にはみ出して記入してください。
口座名義人(カナ)	フリガナ(カ) ※ 30文字以内(濁点「`」、半濁点「°」)
口座名義人(漢字)	〇〇株式会社
届出人 氏名、連絡先電話番号	(届出が法人等の場合は、法人代表者の役職・氏名・代表者印の押印、もしくは部署、役職を記載のうえ、課長等役職者の役職・氏名・押印をお願いします。)の記載をお願いします。 代表取締役 〇〇〇〇 押印不要です 一印
届出日	令和〇年 〇月 〇日 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(はじめにお読みください)

- ・届出していただきました内容を基に県からお支
- ・新規の場合は、表題の「新規」を、変更の場合
- ・ゆうちょ銀行の口座を指定される場合は、振込
- ・口座名義人(カナ)は特に正確にご記入ください。30文字を超える場合や正確なカナ名称が分からない場合は、預金通帳で確認していただくか口座のある金融機関へお問い合わせのうえ、記入してください。
- ・いずれかの県の機関に届出後、あらたに別の県の機関からの支払いを受ける場合は、届出書の写しをあらたに支払いを受ける県の機関に、ファクシミリ等でご提出ください。

法人の場合、届出人は補助金を申請する法人の役職者以上を記入してください。

(お願い)

請求書には、できるだけ金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人(カナ)をご記入ください。ご記入のない場合は、県の機関から電話等で確認させていただくことがあります。

先進環境対応自動車導入促進費補助金 実績報告チェック表

提出書類		様式等	注意事項等	確認欄
①	実績報告書	様式第9(第12関係)	押印は不要です。	
②	事業結果報告書	様式第9(第12関係) 別紙2	必要事項がすべて記入されていること。	
③	ローン契約書	写し	【所有権留保の場合のみ必要】 ローン契約により、対象の車両、車両代金全額分の支払いが証されていること。	
④	リース契約書	写し	【リースの場合のみ必要】 リース契約により、対象の車両、契約期間、月々のリース料金が証されていること。	
⑤	車両代金請求書	写し	自動車販売会社→申請者あての代金請求書。 オプション代、付属品代などの内訳が不明な場合、追加で注文書など内訳が分かる書類を提出すること。	
⑥	代金支払いを証する書類 (領収書など)	写し	分割で支払いをしている場合は、複数の書類を提出すること。	
⑦	自動車検査証(車検証)	写し	番号変更をしている場合は、新規登録時と番号変更後の書類を両方提出すること。	
⑧	導入したUDタクシーの写真	プリントアウト可 モノクロ可	以下の写真を提出すること(申請台数分) ・車両前方(ナンバープレートが写ったもの) ・車両後方(ナンバープレートが写ったもの) ・車両内部(スロープ、車いす固定装置が写ったもの)	
⑨	県への補助金の請求書	県様式	日付は記入しないこと。 押印は不要です。	
⑩	その他(必要に応じて別途 県が指示する書類)	—		

●以下は交付申請時から変更がある場合のみご提出ください。

a	変更届	県様式	軽微な変更があるときに提出すること。 変更内容が軽微でない場合、補助対象事業計画 変更承認申請書(様式第5)を提出すること。	
b	変更内容を証する書類	—	変更内容に応じて県から指示します。詳細はお問い合わせください。	

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者職氏名

令和2年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象
事業実績報告書

令和 年 月 日付け 地温第 号で補助金の交付決定通知のあった令和2
年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業を完了したので、下記のとおり
報告します。

記

1 導入した先進環境対応自動車（新車） 別紙2のとおり

2 補助金充当予定額 金 円
（交付決定額）

3 添付書類

- ア 自動車検査証（写）
- イ 請求書（写）
- ウ 支払を証する書類（領収証等）（写）
- エ その他別紙記載の書類

令和〇年〇月〇日

愛知県知事 殿

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇市〇〇町〇-〇
 氏名又は名称 〇〇株式会社
 代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要です。

令和2年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象
 事業実績報告書

交付決定通知に記載されている通知日、文書番号を記入して
 ください。

（注）申請後に通知される受理通知書とは別の通知です。

令和〇年〇月〇日付け〇〇地温第〇〇-〇〇号で補助金の交付決定通知のあった令和2
 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業を完了したので、下記のと
 おり報告します。

記

1 導入した先進環境対応自動車（新車） 別紙2のとおり

2 補助金充当予定額 金 〇〇〇〇〇 円
 （交付決定額）

交付決定通知に記載された
 金額を記入してください。

3 添付書類

- ア 自動車検査証（写）
- イ 請求書（写）
- ウ 支払を証する書類（領収証等）（写）
- エ その他別紙記載の書類

様式第9（第12関係）別紙2

事業結果報告書

(税抜)

	車名	型式	使用の本拠の位置	補助対象事業の完了日	国補助額	市町村補助額	補助対象経費※	補助金充当予定額 (交付決定額)
1				令和 年 月 日	円	円	円	円
2				令和 年 月 日	円	円	円	円
3				令和 年 月 日	円	円	円	円
4				令和 年 月 日	円	円	円	円
5				令和 年 月 日	円	円	円	円
6				令和 年 月 日	円	円	円	円
登録形態	ア. 自己所有 イ. 所有権留保 ウ. リース			台数合計	台	補助金充当予定額合計 (交付決定額合計)		円

リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

※ 補助対象経費は記載不要

使用者の氏名又は名称	
使用者の住所	

- (注) 1 導入した車両がユニバーサルデザインタクシーであることを証する書類（国補助金の額の確定通知書の写し又は車両の写真等）を添付すること。
2 登録形態が所有権留保の場合、自動車割賦販売契約書の写しを添付すること。
3 登録形態がリースの場合、自動車賃貸契約書の写しを添付すること。

様式第9（第12関係）別紙2

事業結果報告書

記入例

(税抜)

導入したタクシー1台につき、
1行使用してください。

	車名	型式	使用の本拠の位置	補助対象事業の完了日	国補助額	市町村補助額	補助対象経費※	補助金充当予定額 (交付決定額)
1	〇〇〇	〇〇〇 -〇〇〇	〇〇市〇〇町〇-〇	令和〇年〇月〇日	600,000 円	〇〇〇〇〇 円	- 円	100,000 円
2	〇〇〇	〇〇〇 -〇〇〇	〇〇市〇〇町〇-〇	令和〇年〇月〇日	600,000 円	円	- 円	100,000 円
3	車種名と型式を記入してください。		車検証に記載されている使用の本拠の住所を地番まで記入してください。	次のうち、最も遅い日付を記入してください。 ① 車両の登録日 ② 車両代金の支払い日 ③ 交付決定通知書の発行日	国及び市町村からの補助額を記入してください。補助を受けない場合は、空欄にしてください。		県補助金の額（100,000 円）を記入してください。	
4	車種名にはグレード名も記入してください。		該当する登録形態を○で囲んでください。		円	円	- 円	円
5					円	円	- 円	円
6				年 月 日	円	円	- 円	円
登録形態	ア. 自己所有 イ. 所有権留保 ウ. リース			台数合計	2 台		補助金充当予定額合計 (交付決定額合計)	200,000 円

リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

使用者の氏名又は名称	〇〇株式会社	リース先の事業者の名称と住所を記入してください。 (リース以外は記載不要)	補助金を受けるタクシー台数合計を記入してください。	※ 補助対象経費 県補助金の合計額を記入してください。
使用者の住所	〇〇市〇〇町〇-〇			

- (注) 1 導入した車両がユニバーサルデザインタクシーであることを証する書類（国補助金の額の確定通知書の写し又は車両の写真等）を添付すること。
2 登録形態が所有権留保の場合、自動車割賦販売契約書の写しを添付すること。
3 登録形態がリースの場合、自動車賃貸契約書の写しを添付すること。

7台以上実績報告する場合は、事業結果報告書（様式第9別紙2）を複数枚用意の上、1枚目の用紙に台数合計、申請額合計を記入してください。
(1枚目以外の用紙には台数合計、申請額合計を記入しないこと。)

請 求 書

金 円

ただし、令和2年度先進環境対応自動車導入促進費補助金

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

愛知県知事殿

住 所
名称又は氏名
代表者職氏名

振込先	
金融機関名	銀行 店
預金種別	1.普通 2.当座 3.その他 ()
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

請 求 書

申請時から変更がない場合は、**交付決定通知書に記載された金額**を記入してください。
申請時から変更がある場合は、事前にご連絡ください。

金	〇〇〇〇	円
---	------	---

ただし、令和2年度先進環境対応自動車導入促進費補助金

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

日付は空欄にしたままご提出ください。

愛知県知事殿

住所、氏名又は名称、代表者氏名を記入してください。(押印不要です)

住 所 〇〇市〇〇町〇ー〇
 名称又は氏名 〇〇株式会社
 代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

申請時に記入した補助金の入金口座を記入してください。
口座名義人はフリガナも忘れずに記入してください。

入先	
金融機関名	〇〇 銀行 〇〇支 店
金種別	①.普通 ②.当座 ③.その他 ()
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
(フリガナ)	フリガナ
口座名義人	〇〇株式会社

変 更 届

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者職氏名

下記のとおり変更がありましたので、届出します。

記

変更前	変更後

理由：

本様式は、交付申請時から軽微な変更*がある場合にご提出ください。

※ 軽微な変更とは、補助額が変わらない変更をいいます。

軽微な変更でない場合、計画変更承認申請書（様式第5）をご提出ください。

記入例

変更届

令和〇年〇月〇日

愛知県知事殿

住所 〇〇市〇〇町〇-〇

氏名又は名称 〇〇株式会社

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要です。

下記のとおり変更がありましたので、届出します。

・何が変更になったのか
・変更の前後でどのように変わったか
について記入してください。

変更前	変更後
役員の変更 取締役 〇〇 〇〇	取締役 △△ △△
変更があった理由を記入してください。	

理由：任期満了に伴い、役員変更があったため。

変更の内容によっては、その変更内容を証する書類を提出する必要があります。

(例) 役員の変更 … 変更後の履歴事項全部証明書

事業者の住所の変更 … (法人の場合) 履歴事項全部証明書

(個人事業の場合) 住民票

リース料金の変更 … 貸与料金算定根拠明細書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和2年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象
事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 地温第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和2年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由
によりその内容又は経費の配分を変更したいので、申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更する理由
- 3 補助金交付申請書（写）に変更する内容を修正したもの
- 4 その他必要な書類

本様式は、交付申請時から軽微でない変更※がある場合にご提出ください。

※ 軽微でない変更とは、補助額が減額する変更をいいます。

軽微な変更（上記以外の変更）がある場合は変更届をご提出ください。

令和〇年〇月〇日

愛知県知事 殿

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇市〇〇町〇-〇
氏名又は名称 〇〇株式会社
代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要です。

令和2年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象
事業計画変更承認申請書

交付決定通知に記載されている通知日、文書番号を記入してください。

（注）申請後に通知される受理通知書とは別の通知です。

令和〇年〇月〇日付け〇地温第〇〇-〇〇号で補助金の交付決定通知のあった令和2年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由によりその内容又は経費の配分を変更したいので、申請します。

記

1 変更事項及びその内容

変更の内容を具体的に記入してください。

交付申請の台数 5台から3台
交付申請額 500,000円から300,000円

上記の変更の理由を具体的に記入してください。
（例）国補助金の交付を受けられなかった車両の購入を中止したため。

2 変更する理由

配車計画の見直しにより、補助対象車両の購入を一部取り止めたため。

3 補助金交付申請書（写）に変更する内容を修正したもの

別添のとおり

4 その他必要な書類

その他の様式

(記載例はありません)

番 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請書の受理通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の事業に関する 年度先進環境対応自
動車導入促進費補助金交付申請書につきましては、受理しました。

記

様

愛知県知事 氏 名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助金の額 金 円

- 2 補助対象事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請書記載のとおりとする。

- 3 補助対象事業者は、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号）及び先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱に従わなければならない。

営業用登録自動車のうち天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック及び優良ハイブリッドバスの導入にあっては、国土交通省が実施する自動車環境総合改善対策費補助金の交付を受けない場合は、当該交付決定は無効とする。

年 月 日

愛知県知事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年
度先進環境対応自動車導入促進費補助金については、下記の事項について不服があるので、
同補助金の交付申請（ 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

- 1 補助金の額

- 2 申請年月日

- 3 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件

- 4 取り下げる理由

年 月 日

愛知県知事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由によりその内容又は経費の配分を変更したいので、申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更する理由
- 3 補助金交付申請書（写）に変更する内容を修正したもの
- 4 その他必要な書類

年 月 日

愛知県知事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同事業を中止（廃止）したいので、申請します。

記

- 1 補助対象事業を中止（廃止）する理由
- 2 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
- 3 その他必要な書類

年 月 日

愛知県知事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業
事故報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年
度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が
発生したので、報告します。

記

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助事業者の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

年 月 日

愛知県知事殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金実施状況報告書

年 月 日付け 第 号で依頼のあった 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

受 理 通知書 交付決定	年 月 日付け 第 号
登録状況	<input type="checkbox"/> 済 (年 月 日 登録) <input type="checkbox"/> 未 (年 月 日 予定) <input type="checkbox"/> 購入中止
支払状況	<input type="checkbox"/> 済 (年 月 日 支払い完了) <input type="checkbox"/> うち諸経費等別途支払い有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 未 (年 月 日 支払い完了予定) <input type="checkbox"/> ただし諸経費等別途支払い済 (年 月 日)
申請者による 交付申請額以上 の支払い (円)	(登録形態が所有権留保の場合のみ回答) <input type="checkbox"/> 済 (年 月 日 支払い完了) <input type="checkbox"/> 未 (年 月 日 支払い完了予定)
下取りの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 申請時下取額 : 円 (税抜き) 実際の下取額 : 円 (税抜き)
他の補助金の 受給状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (補助金を受ける団体について、全て記入してください。) 国 () : 円 市町村 (市・町) : 円 その他 () : 円

番 号
年 月 日

補助対象事業者 様

愛知県知事 氏 名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度先進環境対応自動車導入促進費補助
金に係る補助対象事業の補助金の額を、下記のとおり確定したので通知します。
記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

財産処分承認申請書

年度 導入促進費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、
下記のとおり処分したいので、申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細

- 2 処分の内容

- 3 処分しようとする理由

- 4 その他必要な事項

補助金交付要綱

補助金取扱要領

先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 先進環境対応自動車導入促進費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第 2 この補助金は、旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者（以下「補助対象事業者」という。）による先進環境対応自動車の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を県が国と協調又は単独で補助することにより、自動車からの温室効果ガス排出量の削減及び大気環境の改善に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 3 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「旅客・貨物運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及びこれらに準ずるものとして知事が認定した者をいう。ただし、国、地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する団体を除く。
- (2) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (3) 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (4) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (5) 「一般貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業を経営する者をいう。
- (6) 「第二種貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。
- (7) 「中小企業等の事業者」とは、県内に工場又は事業場を有している者で、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、国、地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する団体並びに自動車リース事業者を除く。
 - ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する会社若しくは個人（同項第 2 号に規定する政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）又は同項第 2 号から第 11 号までに掲げる中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
 - ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 4 条に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会又は同法第 72 条の 4 に規定する農事組合法人
 - エ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協

同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会

オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校を設置する者
カ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設を設置する者

キ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を営業者

ク 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所、同法第 1 条の 6 に規定する介護老人保健施設又は同法第 2 条に規定する助産所を設置する者

- (8) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者及びこれに準ずるものとして知事が認定した者をいう。
- (9) 「先進環境対応自動車」とは、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック、優良ハイブリッドバス、ハイブリッド乗用車（UDタクシーに限る。）、電気自動車トラック、電気自動車バス、電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車トラック、プラグインハイブリッド自動車バス、プラグインハイブリッド自動車乗用車、燃料電池自動車バス及び燃料電池自動車乗用車をいう。
- (10) 「貨物自動車」とは、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の用途が貨物と記載されている自動車をいう。
- (11) 「バス」とは、当該自動車に係る自動車検査証における当該自動車の乗車定員が 11 人以上の自動車をいう。
- (12) 「乗用車」とは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の用途が乗用と記載されているものであって、乗車定員が 10 人以下の自動車をいう。ただし、二輪の小型自動車を除く。
- (13) 「天然ガストラック」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（以下「天然ガス自動車」という。）であって、貨物自動車をいう。
- (14) 「天然ガスバス」とは、天然ガス自動車であって、バスをいう。
- (15) 「優良ハイブリッドトラック」とは、内燃機関を有する自動車であって併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるもの（外部からの充電が可能なものであり、かつ、当該自動車の自動車検査証に当該自動車プラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「プラグインハイブリッド自動車」という。）を除く。）であり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「ハイブリッド自動車」という。）であって、貨物自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が 3.5t より大きいものにあつては、「貨物自動車のエネルギー消費性能向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 27 年 7 月 10 日経済産業省・国土交通省告示第 1 号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たすものであり、かつ道路運送車両法第 41 条の規定により平成 21 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準（以下「平成 21 年排出ガス基準」という。）に比して窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を 10%抑制できる性能を備えたもの）をいう。
- (16) 「優良ハイブリッドバス」とは、ハイブリッド自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供するバス（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が 3.5t より大きいものにあつては、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上

に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年 3 月 1 日経済産業省国土交通省告示第 2 号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ道路運送車両法第 41 条の規定により平成 28 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術水準に適合する自動車）をいう。

- (17) 「ハイブリッド乗用車（UDタクシーに限る。）」とは、ハイブリッド自動車であって、「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成 24 年 3 月 28 日国自旅第 192 号）」に基づき国土交通大臣が認定した旅客自動車運送事業の用に供する乗用車をいう。
- (18) 「電気自動車トラック」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。以下「電気自動車」という。）であって、貨物自動車をいう。
- (19) 「電気自動車バス」とは、電気自動車であって、バスをいう。
- (20) 「電気自動車乗用車」とは、電気自動車であって、乗用車をいう。
- (21) 「プラグインハイブリッド自動車トラック」とは、プラグインハイブリッド自動車であって、貨物自動車をいう。
- (22) 「プラグインハイブリッド自動車バス」とは、プラグインハイブリッド自動車であって、バスをいう。
- (23) 「プラグインハイブリッド自動車乗用車」とは、プラグインハイブリッド自動車であって、乗用車をいう。
- (24) 「燃料電池自動車バス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車（以下「燃料電池自動車」という。）であって、バスをいう。
- (25) 「燃料電池自動車乗用車」とは、燃料電池自動車であって、乗用車をいう。

（補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助金の額）

第 4 この補助金の補助対象事業者は、先進環境対応自動車を導入する次の各号のいずれかとする。

- (1) 当該自動車に係る自動車検査証に事業用であることが記載されている自動車（以下「営業用登録自動車」という。）を導入する場合は、旅客・貨物運送事業者及び自動車リース事業者。ただし、天然ガストラック、優良ハイブリッドトラックにあっては、一般社団法人愛知県トラック協会の会員を除く。また、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック及び優良ハイブリッドバスにあっては、補助対象事業者は、当該補助対象事業について国土交通省が実施する自動車環境総合改善対策費補助金の交付を受ける者とする。
- (2) 当該自動車に係る自動車検査証に自家用であることが記載されている自動車（以下「自家用登録自動車」という。）を導入する場合は、中小企業等の事業者及び自動車リース事業者。

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

3 この補助金の補助対象事業は、先進環境対応自動車であって、初めて道路運送車両法第 4 条の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける自動車（以下「新車」という。）を導入する事業とする。

4 この補助金の補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち補助金の交

付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表1によるものとする。

（交付申請等）

- 第5 規則第3条に規定する申請書は、様式第1のとおりとする。ただし、電気自動車トラック、電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車トラック、プラグインハイブリッド自動車乗用車、燃料電池自動車乗用車であって、原則として道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自家用登録車両を導入する場合にあつては、様式第1の2のとおりとする。
- 2 前項の申請書は、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。
 - 3 交付の決定前に車両登録等を行う場合（第1項ただし書きの規定による場合を除く）は、第1項の申請書において交付決定前に車両登録を行う旨を申し出なければならない。
 - 4 知事は、前項の申出があつた場合は、申請書受理通知書（様式第2）を発行するものとする。

（交付の決定及び取消）

- 第6 規則第6条による補助金の交付決定の通知は、先進環境対応自動車導入促進費補助金交付決定通知書（様式第3）（第5第1項のただし書きの規定による場合は様式第3の2）により行うものとする。
- 2 知事は、この補助金の交付を受ける補助対象事業者が、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4第2項第1号から第3号に定める事業者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

（交付申請の取下げ）

- 第7 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内とし、先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請取下届出書（様式第4）を知事に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更の申請）

- 第8 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書（様式第5）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認申請）

- 第9 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第6）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

- 第10 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対

象事業の遂行が困難となったときは、速やかに先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業事故報告書（様式第 7）を知事に提出して、知事の指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

第 11 補助対象事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、様式第 8 による実施状況報告書を知事が指示する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第 12 規則第 13 条に規定する補助対象事業等実績報告書は、様式第 9 のとおりとする。

2 前項の補助対象事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（第 9 の規定により補助対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から 30 日を経過した日と翌年度の 4 月 1 日とのいずれか早い日までとする。

ただし、申請書受理通知書の発行を受け補助対象事業を行う場合で、補助対象事業完了時に交付の決定がなされていないときは、交付の決定がなされた日（営業用登録自動車のうち、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック及び優良ハイブリッドバスの導入にあつては、国土交通省の交付の決定がなされた日を含む。）を補助対象事業完了の日とみなす。

（補助金の額の確定通知）

第 13 規則第 14 条により確定した補助金の額は、先進環境対応自動車導入促進費補助金の額の確定通知書（様式第 10）（第 5 第 1 項のただし書きの規定による場合は様式第 3 の 2）により補助対象事業者に通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第 14 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 知事は、前項の状況を確認するため、事業実施年度以後も補助事業者に対し、導入した先進環境対応自動車の自動車検査証の写しの提出を求めることができる。

3 規則第 20 条ただし書に規定する知事が定める期間は、別表 2 に定める期間とする。

4 補助対象事業者は、規則第 20 条の規定により知事の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 11）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする。

（書類の提出部数等）

第 15 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

（雑則）

第16 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、平成15年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、平成16年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成17年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、平成18年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、平成19年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、平成21年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

ただし、平成22年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

ただし、平成23年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

ただし、平成24年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月27日から施行する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 7 日から施行する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。

ただし、平成 26 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

ただし、平成 27 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

ただし、平成 28 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。

ただし、平成 29 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

別表 1 (第 4 関係)

補助対象車種		補助対象経費	補助率	補助金の額
天然ガストラック 天然ガスバス 優良ハイブリッドトラック 優良ハイブリッドバス		車両本体価格と通常車両価格との差額	1/3	補助対象経費に補助率を乗じて得た額
ハイブリッド乗用車 (UDタクシーに限る。)		ハイブリッド自動車にすることで車両価格に上乗せされる経費	—	100 千円
電気自動車トラック		蓄電池を搭載することで車両価格に上乗せされる経費	—	一充電走行距離 (km) ×1 (千円/km)
電気自動車バス		車両本体価格と通常車両価格との差額	1/3	補助対象経費に補助率を乗じて得た額
電気自動車 乗用車	普通自動車	蓄電池を搭載することで車両価格に上乗せされる経費	—	{一充電走行距離 (km) -200} ×2 (千円/km)
	普通自動車 以外		—	一充電走行距離 (km) ×1 (千円/km)
プラグインハイブリッド 自動車トラック		蓄電池を搭載することで車両価格に上乗せされる経費	—	200 千円
プラグインハイブリッド 自動車バス		車両本体価格と通常車両価格との差額	1/3	補助対象経費に補助率を乗じて得た額
プラグインハイブリッド 自動車乗用車		蓄電池を搭載することで車両価格に上乗せされる経費	—	200 千円
燃料電池自動車バス		車両本体価格と通常車両価格との差額	1/3	補助対象経費に補助率を乗じて得た額
燃料電池自動車乗用車		燃料電池を搭載することで車両価格に上乗せされる経費	—	600 千円

備 考

- 1 自家用登録自動車の導入にあつては、優良ハイブリッドバス及びハイブリッド乗用車 (UDタクシーに限る。) を補助対象としない。
- 2 「普通自動車」とは、道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 3 条に規定する普通自動車をいう。
- 3 国、市町村その他団体が実施する補助金の交付を受ける場合にあつては、補助金の額は、当該補助対象事業に係る補助対象経費から他の補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする (ハイブリッド乗用車、電気自動車トラック、電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車トラック、プラグインハイブリッド自動車乗用車及び燃料電池自動車乗用車を除く。)
- 4 営業用登録自動車の導入のうち、電気自動車トラック、電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車トラック、プラグインハイブリッド自動車乗用車及び燃料電池自動車乗用車にあつては、本県及び自動車環境総合改善対策費補助金の補助金の額の合計が本県及びクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の補助金の額の合計を超えないこととする。
- 5 営業用登録自動車の導入のうち、電気自動車バス及びプラグインハイブリッドバスの導入にあつては、本県及び自動車環境総合改善対策費補助金の補助金の額の合計が本県及び環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助額の合計を超えない

こととする。

- 6 自家用登録自動車の導入のうち、電気自動車バス及びプラグインハイブリッドバスの導入にあつては、本県及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助金の額の合計が本県及び自動車環境総合改善対策費補助金の補助額の合計を超えないこととする。
- 7 補助金の額は、別に定める上限額を超えないものとする。
- 8 補助金の額に千円未満の端数が出る場合には、切り捨てるものとする。
- 9 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助の対象としないものとする。
- 10 補助金の額の確定にあつては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあつては、当該変更後の額）を超えないものとする。

別表2（第14関係）

種別	営業用登録自動車及び 貸自動車業用自動車		自家用登録自動車 (貸自動車業用自動車を除く)	
	区分	処分 制限期間	区分	処分 制限期間
トラック	積載量2トンの超のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、軽自動車のもの	4年
			道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、ダンプ式のもの	4年
	積載量2トン以下のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、ダンプ式以外のもの	5年
バス	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	5年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	6年
乗用車	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車のもの。	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車、小型自動車又は軽自動車のもの	4年
	ハイブリッド自動車で、総排気量が3ℓ超のもの。	5年		
	ハイブリッド自動車で、総排気量が2ℓ超3ℓ以下のもの。	4年		
	ハイブリッド自動車で、総排気量が2ℓ以下のもの。	3年		

備考

- 1 上記に該当しない車両の場合は、個別に判断する。
- 2 「貸自動車業用自動車」とは、いわゆるレンタカー車両として使用される先進環境自動車をいう。リース用車両ではない。

先進環境対応自動車導入促進費補助金取扱要領

この要領は、先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

1 用語

この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による他、次のとおりとする。

- (1) 「自家用マイクロバス」とは、車両の長さが7m未満かつ車幅が2.1m以下の自家用登録自動車であって、乗車定員11人以上29人以下の自動車又は乗車定員11人以上の幼児専用自動車（自動車検査証に幼児専用であることが記載されている自動車）をいう。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者に準ずるものとして知事が認定した者

一般乗合旅客自動車運送事業者に準ずるものとして知事が認定した者に該当するのは、次の者とする。

- (1) 概ね路線及び時刻を定めてバスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を行う場合の特定旅客自動車運送事業者

3 一般貨物自動車運送事業者に準ずるものとして知事が認定した者

一般貨物自動車運送事業者に準ずるものとして知事が認定した者に該当するのは、次の者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者
- (2) 貨物自動車運送事業法第36条第1項の届出をした貨物軽自動車運送事業者

4 自動車リース事業者に準ずるものとして知事が認定した者

自動車リース事業者に準ずるものとして知事が認定した者に該当するものは、次の者とする。

- (1) 概ね路線及び時刻を定めてバスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を特定旅客自動車運送事業者に委託して行う場合において、当該特定旅客自動車運送事業者に自らが所有するバスを貸与する学校又は企業等
- (2) 乗合バス事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる一般乗合旅客自動車運送事業者に、自らが所有するバスを貸与する者

5 交付申請書の提出期限

要綱第5第2項に規定する期日は、補助対象事業の完了予定日の属する年度の3月15日までとする。ただし、要綱第5第1項ただし書きの規定により申請を行う場合は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日と補助対象事業の完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

6 予算が不足する場合の措置

交付申請書の提出状況において、予算枠に達した場合には、5の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

7 先進環境対応自動車の導入及び使用の条件

先進環境対応自動車の導入及び使用にあたっては次の条件を満たすこと。

- (1) 導入する先進環境対応自動車は、県内に使用の本拠の位置を置くものであること。
- (2) 導入する先進環境対応自動車は、事業に使用するものであること。
- (3) 先進環境対応自動車の導入は、原則として要綱第6の交付決定の通知後（申請書受理通知書の発行を受けた場合は、申請書受理通知書の受領後）に着手し、当該年度内に完了することとし、要綱第5第1項ただし書きの規定により申請する場合は、申請と同一年度内に行うこと。
- (4) 導入する先進環境対応自動車の自動車検査証に所有者及び使用者であることが記載されること。ただし、リースの場合は、自動車検査証上の所有者は自動車リース事業者であり、使用者は当該車両のリースを受ける事業者であること。また、所有権留保付ローン購入の場合は、自動車検査証上の所有者は自動車販売会社又はローン会社等であり、使用者は所有権留保付ローン購入をする事業者であること。
- (5) 補助金の補助対象事業者は、当該自動車に係る自動車検査証上の所有者であること。ただし、所有権留保付ローン購入の場合は、補助金の補助対象事業者は当該自動車に係る自動車検査証上の使用者であり、当該年度内に補助対象事業者が補助金の額以上に車両代金を負担していること。
- (6) 自動車リース事業者は次の基準を満たすこと。
 - ア 営業用登録自動車は、旅客・貨物運送事業者に貸し渡す目的で導入すること。ただし、天然ガストラック及び優良ハイブリッドトラックを貸し渡す事業者にあつては一般社団法人愛知県トラック協会の会員ではないこと。
 - イ 自家用登録自動車は、中小企業等の事業者に貸し渡す目的で導入すること。
 - ウ 先進環境対応自動車の貸与料金は、県からの補助金の額に応じた割合を通常の貸与料金から減額して設定すること。

8 先進環境対応自動車の導入事業における補助対象経費

- (1) 導入する先進環境対応自動車が、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス、プラグインハイブリッド自動車バス及び燃料電池自動車バスである場合は、当該先進環境対応自動車の価格と同種のディーゼル自動車又はガソリン自動車（動力源を除く仕様が当該先進環境対応自動車と同じである自動車）の価格との差額とする。
- (2) 補助対象経費を要綱別表1及び上記(1)により算定することが適当でない車両については、個別に判断するものとする。
- (3) 既存の自動車を下取りに出す場合には、(1)の額から下取りにより得る額を減じた額とする。

9 車両本体価格及び通常車両価格の範囲

当該自動車の標準仕様の他、事業に必要な架装に要する経費を含むこととし、その他の機器、付属品、特別仕様に要する経費、購入に係る諸経費は含まないものとする。

10 バスの導入に係る車両本体価格及び通常車両価格

車両本体価格及び通常車両価格は次のとおりとする。

- (1) 電気自動車バス及びプラグインハイブリッド自動車バスについては、車両本体価格の上

- 限を 80,000 千円として補助金の額を決定するものとする。
- (2) 燃料電池自動車バスについては、車両本体価格の上限を 115,500 千円として補助金の額を決定するものとする。
- (3) 通常車両価格は車両の長さごとに、次のとおり定める。ただし、これらを通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。
- ア 7m以上 9m未満 : 18,770 千円を通常車両価格とする。
- イ 9m以上 : 23,940 千円を通常車両価格とする。

11 補助対象事業の軽微な変更

要綱第 8 第 1 項に規定する軽微な変更については、先進環境対応自動車の導入台数に変更がなく、かつ補助金の交付決定額に変更を生じない場合とする。

12 補助金の上限額及び申請限度

- (1) 各補助対象車種における補助金の上限額は別表に掲げるとおりとする。
- (2) 補助対象事業者（自動車リース事業者にあっては先進環境対応自動車の貸渡先）1 者あたりの申請限度額は 5,000 千円とする。ただし、ハイブリッド乗用車（UD タクシーに限る。）、電気自動車バス、プラグインハイブリッド自動車バス及び燃料電池自動車バスを導入する場合、その補助額は申請限度額に含めないものとする。
- (3) 電気自動車バス、プラグインハイブリッド自動車バス又は燃料電池自動車バスの導入にあっては、補助対象事業者 1 者あたりの申請限度台数は 1 台とする。

13 県の活動への協力

補助対象事業者は、県が本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年度の補助金から適用する。
- 2 平成 19 年度の補助金に係る交付申請書の提出期限は、5 の規定にかかわらず、平成 19 年 12 月 31 日（CNG 車普及促進モデル事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付国自総第 567 号、国自貨第 160 号）に規定する CNG 車普及促進計画に基づく交付申請にあっては、平成 20 年 1 月 31 日）までとする。ただし、交付申請書の提出状況において予算枠に達した場合には、交付申請書の受付を終了するものとする。
- 3 平成 26 年度の補助金に係る交付申請書の提出期限は、5 の規定にかかわらず、平成 27 年 2 月 13 日までとする。
- 4 平成 30 年度の補助金に係る交付申請書の提出期限は、5 の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 15 日までとする。ただし、平成 31 年 1 月 11 日以降にされた交付申請にあっては、提出状況において予算枠に達した場合には、交付申請書の受付を終了するものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 8 月 11 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 15 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとす

る。

附 則

この要領は、平成 16 年 11 月 22 日から適用する。

ただし、平成 16 年 11 月 22 日以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 16 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 17 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 18 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 11 月 29 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 19 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 20 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 21 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

ただし、平成 22 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

ただし、平成 23 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 10 日から適用する。

ただし、平成 24 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 27 日から適用する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

る。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 7 日から適用する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 12 月 24 日から適用する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 17 日から適用する。

ただし、平成 26 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 21 日から適用する。

ただし、平成 27 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 15 日から適用する。

ただし、平成 28 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 24 日から適用する。

ただし、平成 29 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 28 日から適用する。

ただし、平成 29 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 30 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 31（令和元）年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

別表

補助対象車種	上限額（1単位当たり）
天然ガストラック	最大積載量（減トン前）4トン未満 : 266千円 最大積載量（減トン前）4トン以上 : 1,000千円
優良ハイブリッドトラック	最大積載量（減トン前）4トン未満 : 256千円 最大積載量（減トン前）4トン以上 : 893千円
天然ガスバス 優良ハイブリッドバス	次の①から③（自家用マイクロバスにあつては①と②）を比較して、いずれか低い額 ①5,000千円 ②車両本体価格の1/4（ただし、値引きされている場合は、値引き後の価格の1/4） ③車両本体価格と次の基準額の差額の1/3 ・車両の長さ7m以上9m未満 : 18,770千円 ・車両の長さ9m以上 : 23,940千円
ハイブリッド乗用車 （UDタクシーに限る。）	100千円
電気自動車トラック 電気自動車乗用車	400千円
プラグインハイブリッド自動車トラック プラグインハイブリッド自動車乗用車	200千円
電気自動車バス プラグインハイブリッド自動車バス	18,686千円
燃料電池自動車バス	30,520千円
燃料電池自動車乗用車	600千円

- (注) 1 上記いずれの場合においても、これらを上限額とすることが適当でない車両については個別に判断するものとする。
- 2 上限額における重量は、先進環境対応自動車のベースとなる車両の最大積載量（減トン前）を示す。
- 3 上限額は、補助対象事業者が当該年度内に車両の対価として支払う額を超えないものとする。なお、下取車充当額は、車両の対価として支払う額に含めない。

